
可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業

入 札 説 明 書

令和 3 年 4 月

枚方京田辺環境施設組合

可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業 入札説明書
目 次

用語の定義.....	1
第1章 入札説明書の位置付け	3
第2章 事業の概要.....	4
第3章 入札参加に関する条件等	9
第4章 事業者の選定	14
第5章 入札の手続等	17
第6章 提出書類.....	24
第7章 提出書類作成要領	27
第8章 その他.....	30
別紙1 事業スキーム（例）	31
別紙2 本事業において組合が事業者に支払う対価について	32
別紙3 リスク分担表	37
別紙4 モニタリング及び運營業務に係る対価の減額等	38
別図1 入札書等の提出用封筒作成要領	43

用語の定義

No	用 語	定 義
1	本組合	枚方京田辺環境施設組合をいう。
2	本事業	可燃ごみ広域処理施設の建築物、プラント設備及び外構の設計・施工並びに本施設稼働後の運営をいう。
3	本施設	可燃ごみ広域処理施設の建築物、プラント設備及び外構をいう。
4	エネルギー回収型廃棄物処理施設	可燃ごみを処理対象物として焼却処理するとともに、ボイラ設備を設けて蒸気エネルギーを回収し、発電その他の余熱等の有効利用を行うための施設の総称をいう。
5	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
6	構成員	本事業の入札にグループとして参加する企業（構成企業）のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
7	協力企業	本事業の入札にグループとして参加する企業（構成企業）のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運営業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
8	運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運営業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運営業務を担当する者をいう。
9	設計・施工業務	本事業のうち、本施設の設計・施工に係る業務をいう。
10	運営業務	本事業のうち、本施設の運営に係る業務であり、受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務等からなる。
11	事業者	落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（運営事業者）を総称して又は個別にいう。
12	基本協定	本事業開始のための基本的事項について、本組合と落札者との間で締結される協定をいう。
13	基本契約	本組合と事業者が、可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業の実施において必要となる相互の協力、支援等の基本的事項について締結する契約をいう。
14	建設事業者	落札者の構成員、協力企業のうち、本事業において、設計・施工業務を担当する者をいう。
15	建設工事請負契約	設計・施工業務に係る本組合と建設事業者との間で締結される可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事請負のための契約をいう。
16	運営業務委託契約	運営業務に係る本組合と運営事業者との間で締結される可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業運営業務委託のための契約をいう。
17	入札説明書等	本組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
18	受入対象物	本組合の構成市から排出され、構成市（直営・委託）及び許可業者等が搬入する一般廃棄物を総称して又は個別にいう。
19	搬入禁止物	危険物及び粗大ごみ並びに動物の死体など本施設で処理できない一般廃棄物及び産業廃棄物をいう。

No	用 語	定 義
20	処理不適物	処理過程で発生した不燃残渣等の焼却処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生する恐れがあるものを総称していう。
21	構成市	枚方市及び京田辺市をいう。
22	粗造成工事	京田辺市が行う事業用地内の粗造成工事をいう。 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく完了検査を受けるまでの造成行為で、現況の山林を計画標高(G.L. 120m)の宅地にするために土地の形質変更を行い、必要な法面(擁壁を含む。)、調整池、排水路などを設置することをいう。
23	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
24	PFI 法等	PFI 法、PFI 法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及びガイドライン(PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン、PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン、VFM(Value For Money)に関するガイドライン、契約に関するガイドラインーPFI 事業契約における留意事項についてー、モニタリングに関するガイドライン、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン)を総称して又は個別にいう。
25	入札説明書	入札公告時に公表する「可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業入札説明書」をいう。
26	要求水準書	入札公告時に公表する「可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業要求水準書」をいう。
27	落札者決定基準	入札公告時に公表する「可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業落札者決定基準」をいう。
28	様式集	入札公告時に公表する「可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業様式集」をいう。
29	基本協定書(案)	入札公告時に公表する「可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業基本協定書(案)」をいう。
30	基本契約書(案)	入札公告時に公表する「可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業基本契約書(案)」をいう。
31	建設工事請負契約書(案)	入札公告時に公表する「可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書(案)」をいう。
32	運營業務委託契約書(案)	入札公告時に公表する「可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書(案)」をいう。
33	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
34	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
35	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
36	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。

第 1 章 入札説明書の位置付け

「可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業 入札説明書」は、本組合が実施する「可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業」を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業の入札（以下、「本入札」という。）への参加を希望する者に配付するものである。

本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。また、以下に示す資料は、本入札説明書と一体のものである。

本事業への入札参加希望者は、入札説明書等の内容を踏まえたうえで、本入札に参加するものとする。

要求水準書

落札者決定基準

様式集

リスク管理方針書

基本協定書（案）

基本契約書（案）

建設工事請負契約書（案）

運營業務委託契約書（案）

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、又は個別に、以下「事業契約」という。

なお、本組合が令和 2 年 11 月 16 日に公表した「可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業 実施方針」は、本事業に関する方針等を示したものである。

第2章 事業の概要

1 事業名称

可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者等の名称

枚方京田辺環境施設組合 管理者 上村 崇

4 事業の目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である可燃ごみ広域処理施設（枚方市立穂谷川清掃工場第3プラント及び京田辺市環境衛生センター甘南備園焼却施設の後継施設となるエネルギー回収型廃棄物処理施設）の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を進めることを目的とする。

5 公共施設等の概要

(1) 名称

可燃ごみ広域処理施設

(2) 建設予定地

ア 所在地 京都府京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内
イ 事業用地面積 約 35,600 m²
ウ 都市計画事項 都市計画区域：都市計画区域内（市街化調整区域、一部市街化区域（工業専用地域）を含む）
高度地区：指定なし
防火地域：指定なし
建ぺい率：60%
容積率：200%

(3) 施設の概要

概 要		
エネルギー回収型廃棄物 処理施設	処理方式	ストーカ式（全連続燃焼式）
	処理能力	168 t / 24 h （168 t / 24 h × 1 炉）
	処理対象物	可燃ごみ、粗大ごみ選別可燃物

6 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間：事業契約締結日の翌日から令和 28（2046）年 3 月 31 日まで

設計・施工期間：事業契約締結日の翌日から令和 8（2026）年 3 月 30 日まで

運営期間：令和 8（2026）年 3 月 31 日から令和 28（2046）年 3 月 31 日まで

（運営準備期間：事業契約締結日の翌日から令和 8（2026）年 3 月 30 日まで）

7 事業方式

(1) 本事業の事業範囲

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本組合は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（運営事業者）は、本組合の所有となる本施設の設計・施工業務及び運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。

また、本組合は本施設を30年間程度に渡って使用する予定であり、事業者は30年間程度の使用を前提として本事業を実施することとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1/2））として実施する予定である。

(2) 契約の形態

本組合は、本事業開始のための基本的事項に関し、基本協定を落札者と締結する。

本組合は、基本協定に基づき、本事業の設計・施工業務及び運営業務を一括で行わせるため、基本契約を事業者と締結する。

また、本組合は、基本契約に基づき、事業者のうち建設事業者と建設工事請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約を締結する。（別紙1 事業スキーム（例）参照）

8 事業範囲

(1) 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

なお、事業者は、事業期間を通じ、本組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力すること。

① 設計・施工業務

ア 建設事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行うとともに、自らの判断により必要に応じて地質調査等の追加調査を行うこと。

イ 施工については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、プラント設備工事（機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事）及びその他の関連工事を行うこと。

ウ 工事範囲の詳細は、要求水準書を参照のこと。

エ 本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分を行うこと。

オ その他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設内各設備の試運転及び引渡性能試験を行うこと。

② 運営業務

運営事業者は、本組合と締結する運営業務委託契約に基づき、一般廃棄物を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。

ア 受付管理業務

受入対象物の受入及び計量を行うとともに、計量した記録の集計、保管、管理、報告を行うこと。

イ 運転管理業務

本施設を関係法令、公害防止条件等を満たすよう適正に各設備を運転すること。本施設に搬入禁止物が搬入されないよう、ごみ収集車に対して適切な誘導、指導を行うこと。ま

た、本施設の稼働状況確認として、排ガス等の排出基準が定められた項目の測定、搬入されたごみの性状調査、作業環境調査等を定期的実施するとともに、本施設を運営することにより発生した焼却灰、飛灰処理物、搬入禁止物又は処理不適物等を施設内にそれぞれ適正に貯留・保管した後、本施設内において本組合に引き渡すこと。なお、その際、運営事業者は、本組合が指示する車両への積み込みまでの範囲を担うものとする。

本施設は、1 炉構成であるが、既設の枚方市東部清掃工場（2 炉）と合わせて 3 炉構成との考えのもとで施設運営を行う。

ウ 用役管理業務

運営事業者は、施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、燃料及び薬剤等について本業務の履行に支障なく使用できるよう適切に調達すること。また、調達した用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理すること。

エ 維持管理業務

本施設全体を適正に運営するため、各設備の適正な運転ができるよう点検・検査（法定点検を含む。）、修繕・更新を行うこと。また、本施設の稼働に必要な助燃材、薬剤等を確保するとともに、消耗品・予備品の調達、管理を行うこと。

オ 余熱利用管理業務

本施設の運転に伴い発生する余熱の有効利用として発電等を行い、エネルギー回収率 17.5%以上とする。発電した電気は本施設の稼働に使用し、余剰分は売却する。売電契約は本組合が行い、余剰電力の売電収入は本組合に帰属する。

なお、計画以上の売電収入があった場合は、その一部を運営事業者に還元する。

カ 搬出管理業務

運営事業者は、本施設より回収される焼却灰、飛灰、金属類等を本施設内に貯留・保管するとともに、関係法令等による基準を満たすことを定期的を確認すること。

キ 情報管理業務

ア〜カ及びクの各運営業務に関する記録等を整理、管理すること。また、これらの事項のうち、ごみ処理実績等の基礎情報を公表すること。

ク その他関連業務

その他の業務として、以下の業務を行うこと。

・ 防火・防災管理業務

防火・防災管理体制の整備、本施設の日常点検及び定期点検等の実施、ごみピット等の防火・防災管理

定期訓練の実施

・ 施設警備・防犯

本施設の安全管理及び警備業務

・ 事故報告書の作成

・ 清掃

・ 周辺住民への対応

周辺住民からの意見や苦情について、本組合と連携して適切な対応を行うこと。

・ 施設見学者対応

・ 調整池等の管理

・ 環境保全業務

(2) 本組合又は構成市が行う業務範囲

① 本組合が行う主な業務

本組合が行う主な業務は、次のとおりとする。

- ア 敷地の提供
- イ 環境影響評価の実施
- ウ 焼却灰の運搬・処分等
- エ 飛灰処理物、搬入禁止物、処理不適物等の運搬・処分等
- オ 本事業のモニタリング
- カ 住民への対応
- キ 設計・施工費及び業務委託料の支払い
- ク 本事業に必要な手続き
- ケ 余剰電力の売却
- コ その他これらを実施する上で必要な業務

② 構成市が行う業務

構成市が行う業務は、次のとおりとする。

- ア 処理対象物の搬入は両市がそれぞれ行う。
- イ 粗造成工事（調整池を含む。）は京田辺市が行う。

(3) 事業者の収入

① 本事業の設計・施工業務に係る対価

本組合は、本事業の設計・施工業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

② 本事業の運営業務に係る対価

本組合は、本事業の運営業務に係る対価について、固定費用と変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に支払う。

なお、物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。

また、計画以上の売電収入の 1 部を運営事業者に還元する。（売電のインセンティブ）

(4) 地元企業の活用等

① 地元企業の活用

建設事業者及び運営事業者は、工事や資機材等の調達、納品等において、積極的に地元企業を活用すること。下請人等を選定する際においても同様とする。なお、地元企業とは、構成市内に本店（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。）又は本社を有する企業を指す。

② 地元雇用

建設事業者及び運営事業者は、地元雇用に努めること。なお、地元とは、構成市内を指す。

9 関係法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

また、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

10 事業者の募集及び選定の手順（予定）

本事業における事業者選定スケジュールは次のとおりとする。

日 時	内 容
令和3年 4月 9日（金）	入札公告（入札説明書等の公表）
令和3年 4月 19日（月） ～ 4月 23日（金）	現地見学
令和3年 4月 20日（火） ～ 5月 7日（金）	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和3年 5月 21日（金）	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
令和3年 6月 7日（月） ～ 6月 11日（金）	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
令和3年 6月 23日（水）	参加資格確認結果の通知
令和3年 7月 5日（月） ～ 7月 9日（金）	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問受付（第2回）の受付
令和3年 7月 26日（月）	対面的対話の実施
令和3年 8月 13日（金）	対面的対話結果及び入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
令和3年 9月 16日（木）	入札提案書類の提出日
令和3年 11月 中旬	提案書に関する審査
令和3年 11月 中旬	開札
令和3年 11月 中旬	審査結果通知及び結果の公表、最優秀提案者の公表
令和3年 12月 上旬	審査講評の公表 落札者の決定
令和3年 12月 中旬	基本協定締結
令和4年 1月 下旬	事業契約仮契約締結
令和4年 2月	事業契約締結

第3章 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・施工業務において、本組合と建設工事請負契約を締結する建設事業者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者）は、構成員とならなければならない。また、運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- (3) 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- (4) 入札参加者は、「第3章 2 (2) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になり入札手続き等を行うものとする。
- (5) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることはできない。参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様とする。
- (7) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (8) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本事業の設計・施工業務、運営業務を行う者として、以下の(1)から(3)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の号の業務にあたる者を兼ねることができる。

(1) 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の設計・施工を行う者は、構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を全て満たし、他の者はその役割に応じ下記ア又はイの要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 本組合構成市のいずれかの建設工事に係る入札参加資格者名簿に「建築一式工事」の業種区分で登録があること。

エ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する有効期限内で最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「建築一式工事」での総合評定値が 1,000 点以上であること。

オ 本施設の建築物と同種の建設工事（地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設建設工事））の国内での元請実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものであること。

カ 建設業法の規定による「建築工事業」に係る監理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係にある者）を専任で配置できること。

(2) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、次の要件を全て満たす 1 者（構成員とする。）を含む構成員又は協力企業とすること。

ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 参加表明書の提出期限日において、本組合構成市いずれかの建設工事に係る入札参加資格者名簿に「清掃施設工事」の業種区分で登録があること。

ウ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する有効期限内で最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「清掃施設工事」での総合評定値が 1,000 点以上であること。

エ 国内での以下の全ての要件を満たすプラント設備に係る設計・施工工事の受注実績を元請として有すること。

(ア) 平成 13 年度以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 168 t / 24h・炉以上）

(イ) 焼却処理に伴う余熱による発電設備を有するストーカ式焼却施設

オ 建設業法の規定による「清掃施設工事」に係る監理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係にある者）を専任で配置できること。

(3) 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営を行う者は、次に掲げる者を含む構成員又は協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、次の要件を全て満たす 1 者（構成員とする。）を含むこと。

ア 国内での地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 100 t / 24h 以上）における 1 年間以上の運転管理業務実績を元請として有すること。

イ 以下の全ての要件を満たす技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後最低 2 年間配置できること。

(ア) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。

(イ) 一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 100 t / 24h 以上））における運転管理業務の現場総括責任者としての経験を有すること。

3 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

- (2) 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱又は京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領による競争入札参加資格の停止期間中の者。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (4) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- (8) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (9) 国税又は地方税を滞納している者。
- (10) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (11) 本組合が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本組合のアドバイザリー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

 - ア 株式会社エイト日本技術開発
 - イ 豊原総合法律事務所
- (12) 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に本事業について、選定委員会の委員に対し、自ら優位となることを目的に接触等の働きかけを行った者。

4 参加資格の確認

- (1) 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が入

札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

- (3) 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本組合がやむを得ない事情であると判断した場合は、本組合と協議を行うものとする。
- (4) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本組合は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立すること。
- (2) 運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、本施設設置市内かつ本施設の近傍に本店を置くこと。なお、無償で本施設内に設置することを認める。
- (3) 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。
- (4) 全ての出資者は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6 共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として、共同企業体を結成し工事にあたる場合は、以下によるものとする。

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 共同企業体の運営形態は、任意とする。
- (3) 共同企業体の代表者は、本事業において中心的な役割を担うプラント設備の設計・施工を行う者のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。
- (4) 本組合と契約を締結した共同企業体の存続期間は、原則として当該工事の完成後 3 ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、共同企業体の各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

7 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 予定価格 | 32,096,973,700 円（消費税及び地方消費税額を含む。） |
| 入札書比較価格 | 29,179,067,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。） |

(2) 留意事項

- ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に本組合が事業者を支払う設計・施工業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。
- イ 予定価格及び入札書比較価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、本組合は入札参加者を失格とする。
- エ 本入札においては、最低制限価格は設定していない。

第4章 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・施工段階から運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・施工、運営・維持管理等の提案内容、本組合の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、落札者を決定する。

落札者の決定にあたっての基準等は、落札者決定基準による。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された入札提案書類は、あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案者を選定する。選定委員会は、次の7名の委員で構成される。

委 員 長	高岡 昌輝	（京都大学大学院工学研究科教授）
副 委 員 長	濱田 雅巳	（公益社団法人全国都市清掃会議技術部長）
委 員	小幡 寛子	（公認会計士・税理士小幡寛子事務所）
委 員	小谷 真理	（同志社大学政策学部准教授）
委 員	川南 裕	（枚方市環境部長）
委 員	森田 政利	（京田辺市経済環境部長）
委 員	高橋 利之	（枚方京田辺環境施設組合事務局長）

なお、本事業の落札者の決定までの間に、本入札に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が選定委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者の決定

本組合は、選定委員会で選定された最優秀提案者について、本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、入札参加者に対して通知するとともに、本組合ホームページにおいて公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結

本組合と落札者は、契約の締結に関して、基本協定書（案）について双方合意のもと速やかに基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）から成る事業契約の締結のために契約詳細の協議を行う。なお、契約詳細の協議は、各契約書（案）における詳細の協議を実施するものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

(2) 運營業業者の設立

落札者の構成員は、仮契約締結までに、「第3章 5 運營業業者の設立に関する要件」に規定する運營業業者を設立すること。

(3) 事業契約の締結

本組合は、事業者と基本契約について、建設事業者と建設工事請負契約について、運營業業者と運營業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。

各々の仮契約は、建設工事請負契約について組合議会の議決を得た日をもって本契約となる。

(4) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

「第3章 4 (4)」に規定のとおり。

イ 不公正入札

落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、本事業の入札に関して、落札者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本組合は、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。

この場合において、本組合が事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、落札金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として、本組合の指定する期間内に支払わなければならない。

本組合に生じた損害額が上記の損害賠償金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、本組合に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、本組合は落札者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する各当事者は、本組合に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

(ア) 落札者に対し、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(イ) 落札者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(ウ) 前二号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(エ) 落札者（落札者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(オ) 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱又は京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領による競争入札参加資格の停止措置を受けたとき。

ウ 留意事項

上記ア又はイにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、本組合は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、本組合は応募者の中から再度最優秀提案者を決定し、契約交渉を行い合意に達した場合、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(5) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

ア 設計・施工期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約保証金を仮契約締結日までに納付すること。

イ 運営期間における保証

運営事業者は、運營業務委託契約に定める契約保証金を当該事業年度の開始日までに納付すること。

(7) 建設工事請負契約書に基づく前金払及び中間前金払

建設工事請負契約書に基づく前金払及び中間前金払の支払い時期は、起債の同意許可後とする。

第5章 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札説明書等の公表

本組合は、次のとおり、入札説明書等を公表する。

ア 公表日

令和3年4月9日（金） 入札公告と同時

イ 入札説明書等の配付

入札説明書等を本組合のホームページにて公表する。また、入札説明書等の添付資料を次のとおり配付する。

(ア) 配付期間

令和3年4月9日（金）から令和3年5月7日（金）までの9時から17時までとする。
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(イ) 配付場所

「第5章 1（15）事務局」を参照

(ウ) その他

配付対象者は本事業への参加を希望する企業とする。当該資料の受け取りに際しては、「第5章 1（15）事務局」に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

(2) 現地見学

本組合は、希望者に対し現地見学を開催する。

ア 実施日

令和3年4月19日（月）から令和3年4月23日（金）までの9時から17時までとする。
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 実施内容

本組合職員による現地案内（1時間程度）を行う。

なお、ここでの質問は一切受け付けない。

ウ 申込み方法

対象者は本事業への参加を希望する企業とする。申し込みは、4月16日（金）までとする。

現地見学の申し込みの際には、「現地見学への参加申込書」（様式第10号）に必要事項を記入し、「第5章 1（15）事務局」の申込み先に、電子メールで申し込むとともに電話にて連絡し、の事前予約を行うこと。

電話連絡の際に、本組合より時間及び集合場所を指定する。

エ その他

現地見学当日は、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

参加人数は制限しないが、参加者が代表で撮影するなど、過度な人数とならないようにすること。また、同じグループでの参加を予定する構成企業は、合同で参加すること。

(3) 入札説明書等に関する質問受付（1 回目）

入札説明書等に関する質問（1 回目）を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「第 5 章 1（15）事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel（Windows 版）とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

イ 受付期間

令和 3 年 4 月 20 日（火）から令和 3 年 5 月 7 日（金）16 時まで

(4) 入札説明書等に関する質問（1 回目）への回答書の公表

入札説明書等に関する質問（1 回目）への回答を、次のとおり公表する。

ア 公表日

令和 3 年 5 月 21 日（金）

イ 内容

入札説明書等に関する回答（1 回目）は、本組合ホームページにおいて公表する。電話やファクシミリ、口頭による回答は行わない。

なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると本組合が判断した質問については回答しない。

(5) 参加資格確認申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格確認の申請を行わなければならない。参加資格確認申請書類は、正本 1 部、副本 2 部を以下のとおり提出すること。期限までに参加資格確認申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に必着とする。

ア 提出書類

「第 6 章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

ウ 受付場所

「第 5 章 1（15）事務局」を参照

エ 提出期間

令和 3 年 6 月 7 日（月）から令和 3 年 6 月 11 日（金）までの 9 時から 17 時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(6) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加資格確認申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和 3 年 6 月 23 日（水）までに郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格確認結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、本組合に対して、令和3年6月30日（水）までに参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、令和3年7月7日（水）までに郵送にて書面により回答する。

(8) 対面的対話の実施

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、本組合と個別の入札参加者との間での対話を行う。

入札参加者は、令和3年7月5日（月）から令和3年7月9日（金）16時までに「対面的対話への参加申込書」（様式第11号-1）に必要事項を記入し、「第5章 1（15）事務局」の申込み先に、電子メールで申し込むこと。

対話の日時は下記に示す日時とし、詳細は、「(6) 参加資格確認結果の通知」と合わせて連絡する。

ア 対面的対話の時間及び場所

(ア) 日時

令和3年7月26日（月）（予定）

時間については、本組合が調整のうえ入札参加者に別途通知する。

(イ) 場所

枚方市東部清掃工場 3階 見学者説明室（予定）

〒573-0112 大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地

イ 事前資料の提出

対面的対話の参加希望者は、「対面的対話における確認事項」（様式第11号-2）を記入の上、「対面的対話への参加申込書」提出時に併せて、電子メールにより提出すること。

ウ 実施方法

(ア) 対面的対話は、本組合主催により実施する。実施方法等の詳細は、別途入札参加者に通知する。なお、選定委員会委員が同席する予定である。

(イ) 事前提出を受けた様式第11号-2及び補足資料に基づき、本組合と入札参加者の対話を行う。対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言、評価は行わない。

(ウ) 事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対話の議事録は原則として公表する。また、対面的対話の時間内に回答できなかった事項等についても公表する。

ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表せずに、入札参加者に対して個別に回答する場合がある。

(エ) 対話の議事録は、令和3年8月13日（金）を目処として、入札参加者の確認を得た上で、本組合ホームページに掲載する。

(9) 入札説明書等に関する質問受付（2回目）

入札説明書等に関する質問（2回目）を、次のとおり受け付ける。なお、入札説明書等に関する質問（2回目）は、「(5) 参加資格確認結果の通知」の参加資格確認を受けた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」(様式第 1 号)に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「第 5 章 1 (15) 事務局」に提出すること。

電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel (Windows 版) とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

「(8) 対面的対話の実施」で提出する「対面的対話における確認事項」(様式第 11 号-2)と合わせて送付すること。

イ 受付期間

令和 3 年 7 月 5 日 (月) から令和 3 年 7 月 9 日 (金) 16 時まで

(10) 入札説明書等に関する質問 (2 回目) への回答書の公表

入札説明書等に関する質問 (2 回目) への回答を、次のとおり公表する。

ア 公表日

令和 3 年 8 月 13 日 (金) (予定)

イ 内容

入札説明書等に関する回答 (2 回目) は、本組合ホームページにおいて公表する。対面的対話の議事録と合わせて公表する。電話やファクシミリ、口頭による回答は行わない。

なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると本組合が判断した質問については回答しない。

(11) 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、入札辞退届 (様式第 9 号) を提出すること。

(12) 入札提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、「第 6 章 提出書類」に示す入札提案書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。

ア 入札提案書類の提出について

(ア) 提出日時

令和 3 年 9 月 16 日 (木)

(イ) 提出方法

入札参加者は、入札提案書類の提出に際し、「第 5 章 1 (15) 事務局」に電話にて連絡し、の事前予約を行うこと。

その際に本組合より時間を指定する。指定した時間に持参すること。

(ウ) 提出先

「第 5 章 1 (12) 事務局」を参照

(13) 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

ア 日時

令和 3 年 11 月中旬 (予定)

(ヒアリングの順番は、入札提案書類の提出時にくじ引きにより決定する。)

イ 場所

枚方市東部清掃工場 3 階 見学者説明室（予定）

〒573-0112 大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地

ウ 当日配付書類

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ可とする。

エ 実施方法

入札参加者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、各入札参加者の代表企業に対し、書面にて「(12) 入札提案書類の提出」時に通知する。

(14) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立会う場合、「委任状（開札の立会い）」（様式第17号）を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に本組合より通知する。

ア 日時

令和3年11月中旬（予定）

イ 場所

枚方市東部清掃工場 3 階 見学者説明室（予定）

〒573-0112 大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本組合職員を立ち合わせて行う。また、開札には、選定委員会委員（委員長等）が立ち会う。

エ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札会場に入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人が、開札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、委任状（開札の立会い）（様式第17号）をもって、身分証明書に替えることとする。

カ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむ得ない事情があると認めた場合を除き、開札会場を退場することができない。

キ 開札会場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札会場から退去させる。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ク 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を打ち切る。

(15) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

担 当 課	:	枚方京田辺環境施設組合
住 所	:	〒573-0112 大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地 (枚方市東部清掃工場内)
T E L	:	072-896-1570
F A X	:	072-896-1571
電 子 メ ー ル	:	jimukyoku@hirakata-kyotanabe.jp
ホ ー ム ペ ー ジ	:	https://hirakata-kyotanabe.jp/

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提案書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札書及び入札提案書類の差し換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

本組合は、競争性を確保し得ないと認めたときは、本入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 指定の日時までに入札提案書類を提出しない、又は到着させなかった者

ウ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

エ 入札に関し連合等の不正行為をした者

オ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

カ 入札書において記載される入札価格（総額）と入札価格参考資料に記載されるそれぞれの金額の合計が合致しない者（様式第14号と様式第14号別紙1～別紙3に記載の設計・施工業務に係る対価の金額及び運營業務に係る対価の金額の各合計が一致しないとき）

キ 要求水準書に示す要求水準を満たしていないと認められる技術提案書を提出した者

ク 参加資格確認申請書類及び入札提案書類その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者

ケ 入札関係職員の指示に従わない等開札会場の秩序を乱した者

コ その他入札条件に違反する等入札を妨害した者

(5) 費用の負担

本入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札提案書類の取り扱い

ア 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、本組合に帰属しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

ウ 入札提案書類の使用等

提出された入札提案書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に通知する。ただし、技術提案書概要版はこの限りではない。）。

ただし、公表、展示、その他本組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、本組合は、これを無償で利用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(8) 本組合の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、本組合が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

免除する。

(10) その他

ア 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては本組合ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、参加資格の審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。

イ 本組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第6章 提出書類

1 参加資格確認申請書類

参加資格確認申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて3部（正本1部、副本2部）提出すること。

- | | |
|--|-----------|
| (1) 参加表明書 兼 参加資格確認申請書 | (様式第2号) |
| (2) 構成員及び協力企業一覧表 | (様式第3号) |
| (3) 予定する建設事業者の構成 | (様式第4号) |
| (4) 参加資格確認申請書添付資料 | (様式第5号) |
| (5) 委任状（代表企業） | (様式第6号) |
| (6) 委任状（代理人） | (様式第7号) |
| (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 表紙 | (様式第8号) |
| (8) 「入札説明書 第3章 2(1)オ」に規定する施設の建設工事実績 | (様式第8号-1) |
| (9) 「入札説明書 第3章 2(2)エ」に規定する施設の設計・建設工事実績 | (様式第8号-2) |
| (10) 「入札説明書 第3章 2(3)ア」に規定する施設の運転管理業務実績 | (様式第8号-3) |
| (11) 技術者の配置に係る誓約書 | (様式第8号-4) |
| (12) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）、（乙型）（必要に応じ） | (様式第8号-5) |

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 入札辞退届 | (様式第9号) |
|-----------|---------|

3 入札提案書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提案書類提出届等		各1部
入札書		1部
提案書	技術提案書	各13部 (正本1部、副本12部)
	施設計画図書	
	添付資料	
	技術提案書抜粋	
技術提案書概要版		13部
提案書、技術提案書概要版の電子データ（CD-R）		2部

- (1) 入札提案書類提出届等

- | | |
|---------------|----------|
| ア 入札提案書類提出届 | (様式第12号) |
| イ 要求水準に関する誓約書 | (様式第13号) |

- (2) 入札書

- | | |
|-------|----------------------|
| ア 入札書 | (様式第14号（別紙1～別紙3を含む）) |
|-------|----------------------|

- (3) 技術提案書

- | | |
|------------------------------|----------|
| ア 可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業に関する事業提案書 | (様式第15号) |
|------------------------------|----------|

(4) 施設計画図書

ア 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

イ 設計基本数値

(ア) 施設計画基本数値

a 物質収支

b 熱収支

c 用役収支

・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。

・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。

・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。

・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

(イ) 主要施設（機器）設計計算書

a 受入ピット容量、その他主要ピット容量

b クレーン（ごみ、灰）のバケット容量、稼働率（自動、手動運転）

c 投入ホッパ容量

d 処理能力曲線及び算出根拠

e 燃焼室熱負荷（燃焼室寸法（図示）、容量等）

f 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度

g 廃熱ボイラの能力

h 蒸気復水器の能力

i 発電設備容量

j 減温塔の能力、容量

k 排ガス処理装置の薬品使用量、貯留量

l 送風機関係の能力

m 主要ポンプの能力

n その他主要機器の容量、能力計算

o 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにする）

(ウ) 要求水準に対する設計仕様書

（様式第 13 号-1～2）

ウ 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。】

(ア) 全体配置図【A3 版横】

(イ) 動線計画図【A3 版横】

(ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 版横】

(エ) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3 版横】

(オ) 主要機器組立図【A3 版横】

(カ) フローシート【A3 版横】

a 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物

b 井水、上水道、再利用水、冷却水及び雨水

c 排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水等）

d ボイラ給水、蒸気、復水及び純水

e 余熱利用

f 燃料

- g 油圧及び圧縮空気
- h 脱臭及び消臭
- i 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- j 建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
- k 情報処理システム
- (キ) 電気設備主回路単線系統図【A3 版横】
- (ク) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）【A3 版横】
- (ケ) 建築仕上げ表
- (コ) その他、提案する構造物等に関する図面【A3 版横】
- (サ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）
- (シ) パース（鳥瞰図、アイレベル、各 1 枚）【A3 版横】
- エ 工事関係
 - (ア) 全体工事工程【A3 版横】

(5) 添付資料 (様式第 16 号)

その他、要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営・維持管理を含む）及び提案等の根拠が確認できる資料（運営業務を含む）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

(6) 技術提案書概要版

技術提案書概要版には、下記の項目を含めるものとする。

- ・ パース図
- ・ 本施設の施設諸元（施設規模、処理方式、排ガス規制値、発電容量等）
- ・ 提案のコンセプト
- ・ 提案の特徴

第7章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格確認申請時の提出書類

参加資格確認申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 参加表明書 兼 参加資格確認申請書（様式第2号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして正本1部、副本2部を提出すること。

3 入札書

入札書を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 入札書（様式第14号）及び入札価格参考資料（様式第14号別紙1～別紙3）は、封筒に入れ、密封して提出すること（別図1参照）。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・施工業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙2 本事業において本組合が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 技術提案書（事業計画）との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 技術提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「技術提案書」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各13部（正本1部、副本12部）提出すること。文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、本組合から送付された参加資格確認結果通知書に記載された受付グループ名（以下「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「入札説明書 第6章 提出資料 3 入札提案書類（4）施設計画図書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各13部（正本1部、副本12部）提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。
 - ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
 - イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入する。
- (3) 添付資料は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各13部（正本1部、副本12部）提出すること。添付資料には各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、様式第16号（添付資料の表紙）及び技術提案書抜粋には、受付グループ名

を右下欄に記入する。なお、添付資料の枚数が少ない場合には、(1)に示した技術提案書と一緒に1冊にまとめることも可とする。

- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。(正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。)
- (6) 関心表明書は提出しないこと。
- (7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (8) 本組合に提出する提案書の電子データは、PDF形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ1つのPDFファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じてPDFファイルを複数に分割してもよい。また、PDFに加えて、様式集(Excel版)についてはMicrosoft Excel(Windows版、xlsx形式)も提出すること。なお、本組合に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと(以下の資料についても同様とする。)

5 技術提案書概要版

技術提案書概要版を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとし、詳細は様式集に添付の技術提案書概要版作成要領を参照すること。

- (1) 技術提案書概要版は、A3版・横・横書き・1枚(片面印刷)とし、綴じずに13部提出すること。提出する電子データは、PDF形式とする。
- (2) 受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。
- (3) 技術提案書概要版は、落札者決定後、議会等への報告のために落札者の技術提案書概要版を使用するため、記載する内容に留意すること。特に、各入札参加者のノウハウに係る内容等については、各入札参加者の判断により、支障のない表現とすること。
- (4) 技術提案書概要版は、定量化審査の対象にはしない。

6 留意事項

入札提案書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、本組合は応分の責任を分担する。

予想されるリスク及び本組合と事業者との責任分担は、「別紙3 リスク分担表」及び「リスク管理方針書」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(2) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容(業務範囲及び仕様)以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、本組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。本組合の了解を得ずに提案を行った場合には、落札者決定基準書に示す事前審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。

(3) 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、買電は事業者、売電は組合での契約締結とする。

入札時における提案としては、関西電力株式会社との契約することを想定する。なお、運営事業者からは事業期間を通して、様々な支援や提案をいただけることを期待する。

また、計画以上の売電収入が発生した場合の取扱いが別紙 2 のとおりとするが、入札時における売電に関する提案は、評価項目の一つとなっており、売電のインセンティブを見込んだ提案としないこと。一方、大幅な未達成時には、減額措置があるため留意のこと。(別紙 4 参照)

(4) 雇用等への配慮

ア 雇用については、本組合構成市内の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

イ 下請人等を選定する際は、地元企業（地元企業とは、構成市内に本店（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。）又は本社を有する企業を指す。）を優先し選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、本組合構成市町に支店又は営業所を有する業者を優先し選定する（ただし、様式第 15 号-5-6（別紙 1）には計上できない）よう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

ウ 様式第 15 号-5-6（別紙 1）の未達成時には、減額措置があるため留意のこと。(別紙 4 参照)

(5) 本組合による本事業の実施状況の監視

本組合は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う（別紙 4 参照）。

入札時における提案としては、このことを見込んだ内容とすること。

第8章 その他

1 必要事項等の追加

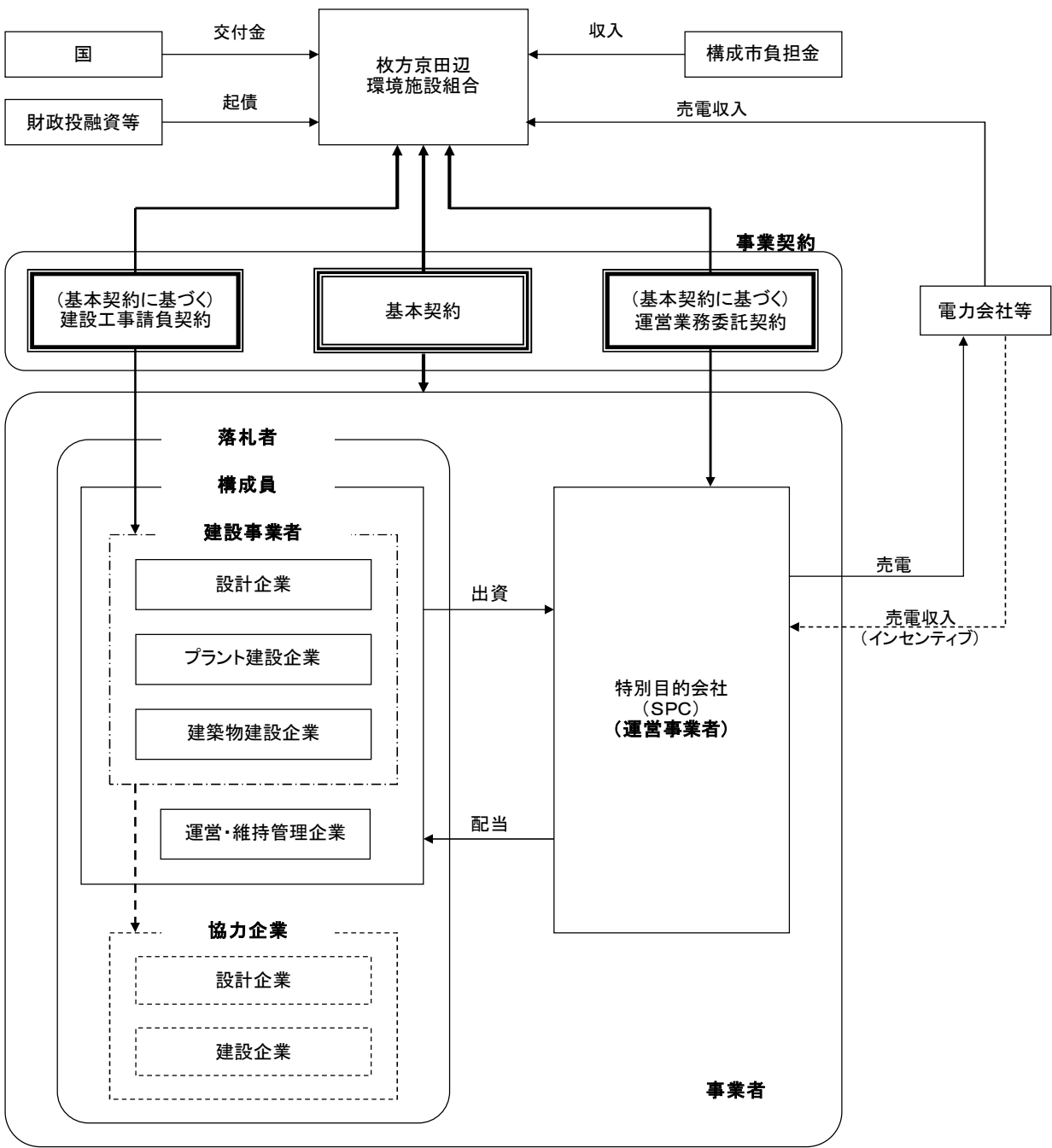
本入札説明書に定めることのほか、本入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては本組合ホームページにおいて公表する。適宜、本組合ホームページにおいて確認すること。

また、参加資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報公開及び情報提供

枚方京田辺環境施設組合情報公開条例（平成28年条例第6号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本組合のホームページを通じて行う。

別紙 1 事業スキーム（例）



※買電は事業者、売電は本組合での契約締結とする。

別紙2 本事業において本組合が事業者に支払う対価について

1 対価の構成

本事業において本組合が事業者に支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・施工業務に係る対価	①設計・施工業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
運営業務に係る対価	①本施設の運営業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 設計・施工業務に係る対価

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・施工業務に係る対価	①設計・施工業務費用 ②その他費用	■設計・施工業務に係る対価 ■年度計画に対する出来高から算定する。

(2) 運営業務に係る対価

ア 運営業務委託料の算定方法

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法※ ¹
運営業務委託料A	固定費 i 人件費、その他運営に関わる諸費用 ・ 人件費 ・ 事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・ 負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・ 保険等 ・ その他費用	■各支払期の固定費 i、ii ＝[事業者が提案した各年度の固定費 i、ii（左欄対象費用の各合計金額）]÷各年度の支払回数（毎月12回/年）
	固定費 ii 運転管理費用 ・ 水道基本料金 電気基本料金 ・ 油脂類費 ・ 測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ・ 建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	固定費 iii 補修費用 ・ 点検・整備費、更新費、部品費等	
運営業務委託料B	変動費用 ・ 燃料費 ・ 薬剤費 ・ 光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・ その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の変動費 ＝各支払期の処理量（実績値）※ ² × 提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 変動費＝各年度処理量（計画値）※ ³ × 提案単価（円/t） ■支払回数（毎月12回/年）

売電量増減分の対価	インセンティブフィー	■各支払期の支払金額^{※4} $=[\text{実売電電力量}-\text{提案売電電力量}(\text{ごみ1 t 当たりの売電電力量(提案値)} \times \text{各支払期の処理量(実績値)})] \times \text{売電単価}^{\text{※6}} \times 50\%$ ■支払回数(1回/年)
-----------	------------	---

※1：各支払い時期の委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「各支払期の処理量(実績値)」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、小数点以下第2位(10kg単位)までを有効桁数とする。

※3：各年度処理量(計画値)は、要求水準書を参照すること。

※4： $[(\text{実売電電力量}-\text{提案売電電力量}) \div \text{提案売電電力量}] \geq 10\%$ の場合(実売電電力量が、提案売電電力量より、10%以上上回っていることが確認された場合)、提案売電電力量の達成分(実売電電力量の提案売電電力量からの超過分^{※7})に当該確認期間^{※8}における売電単価^{※6}の50%(小数点以下第3位を四捨五入)を乗じた金額を当該超過が発生した確認期間の3月期に係る運営業務委託料と併せて、売電収入増加分の対価として支払う。

$[(\text{実売電電力量}-\text{提案売電電力量}) \div \text{提案売電電力量}] < 10\%$ の場合、売電収入増加分の対価は0円とする。

$[(\text{実売電電力量}-\text{提案売電電力量}) \div \text{提案売電電力量}] \leq -10\%$ の場合(実売電電力量が、提案売電電力量より、10%以上下回っていることが確認された場合)、提案売電電力量の未達成として、別紙4に示す減額等の措置を行う。

※5：提案売電電力量とは、様式第15号-2-1(別紙2)に基づき、事業者より提案された売電電力量をさし、実売電電力量との比較においては、当該確認期間における実稼働条件を提案のあった様式第15号-2-1(別紙2)に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。

※6：売電単価は、当該確認期間に本組合が電気事業者に対して行った売電の平均単価とする。

※7：実売電電力量の提案売電電力量からの超過分、実売電電力量の提案売電電力量からの不足分については、「実売電電力量-提案売電電力量」によって算出する。

※8：確認期間は、運営期間開始後の毎事業年度につき4月から3月の1年間とする(当該年度の4月から当該年度の3月までの1年間の確認結果を当該年度の3月期にて増減する)。なお、運営期間開始初年度(令和8年度)は、実稼働条件の当てはめ方等の運用方法の検証期間とし、売電量増加分の対価の支払い及び提案売電電力量の未達成に係る減額等の措置は行わない。

3 対価の支払方法

(1) 設計・施工業務に係る対価

建設工事請負契約による。

ア 各会計年度における設計・施工業務に係る対価の支払限度額の割合

設計・施工期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて本組合にて作成し、契約書作成時に通知する。

(2) 運営業務に係る対価

ア 運営業務委託料の支払方法

(ア) 支払回数

業務委託料A(固定費ⅰ・固定費ⅱ・固定費ⅲ) : 240回(20年間×年12回)

業務委託料B(変動費) : 240回(20年間×年12回)

売電量増減分の対価 : 19回(20年間×年1回)(最大)

※ 運營業務委託料のうち、令和8年3月31日分は、令和8年度の運營業務委託料に含めること。

※売電量増減分の対価は令和9年度分以降の支払となる。(運営期間開始初年度(令和8年度)は、実稼働条件の当てはめ方等の運用方法の検証期間とする。)

- (イ) 事業者は、毎月の翌月に、終了した前月に係る業務報告書(月報等)を本組合に提出する。本組合は、本施設の引渡し後、運營業務委託契約書の規定に従い、業務報告書(月報等)を受領した場合、当該受領日から10日以内に、事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに当該月に相当する運營業務委託料に係る請求書を本組合に提出する。本組合は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。
- (ウ) 運營業務委託料A(固定費i・固定費ii・固定費iii)の1回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の固定費を12で除した額とする。
- (エ) 運營業務委託料B(変動費)の1回あたりの支払額は、各支払期の処理量(実績値)×提案単価(円/t)によるものとする。
- (オ) 売電量増加分の対価は、各年度の実売電電力量が提案売電電力量を10%以上上回っていることが確認された場合に支払う。具体的には、事業者は、売電電力量について本組合への報告・確認等を毎月行う。事業者は、確認期間の報告に対する本組合による確認の通知を受けた後、速やかに売電量増加分の対価の支払に係る請求書を本組合に提出する。本組合は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該増加分の対価を支払う。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

ア 設計・施工業務に係る対価

建設工事請負契約書による。ただし、本組合は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、本組合は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

イ 運營業務に係る対価

運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると本組合が認める場合、協議を行い、見直しすることができる。

区 分		改定の対象となる費用	指 標
運營業務委託料A	固定費 i	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／大阪府及び京都府平均」（厚生労働省（大阪府及び京都府））
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 ii	・水道基本料金 電気基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議し、本組合が変更等を決定する。
		・油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／有機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 iii	・補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」（日本銀行調査統計局）
運營業務委託料B	変動費 単価	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する重油種類」、「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石炭製品（該当する場合）」（日本銀行調査統計局）
		・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・光熱水費（電力等の基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議し、本組合が変更等を決定する。
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

(2) 改定の条件

運營業務に係る対価の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、 $\pm 1.5\%$ （下記(3)アに示す改定割合に ± 0.0151 以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本組合へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運營業務委託料を確定する。改定された運營業務委託料は、改定年度の翌年の第1支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運營業務委託料の改定期間は、本組合と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、令和8年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、令和8年9月末までに見直しを行い、令和9年度の運營業務委託料を確定する（比較対象は令和3年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運營業務委託料は、令和9年度の第1支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

(3) 改定の計算方法

ア 算定式

運營業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y ：改定後の当該費用（税抜）

X ：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \quad \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本組合の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、本組合が改定内容にあわせて負担する。

(4) その他例外的な改定について

固定費、変動費を構成する費目のうち、(1)から(3)による改定方法が適当でないと本組合が認めた費目については、本組合と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

別紙3 リスク分担表

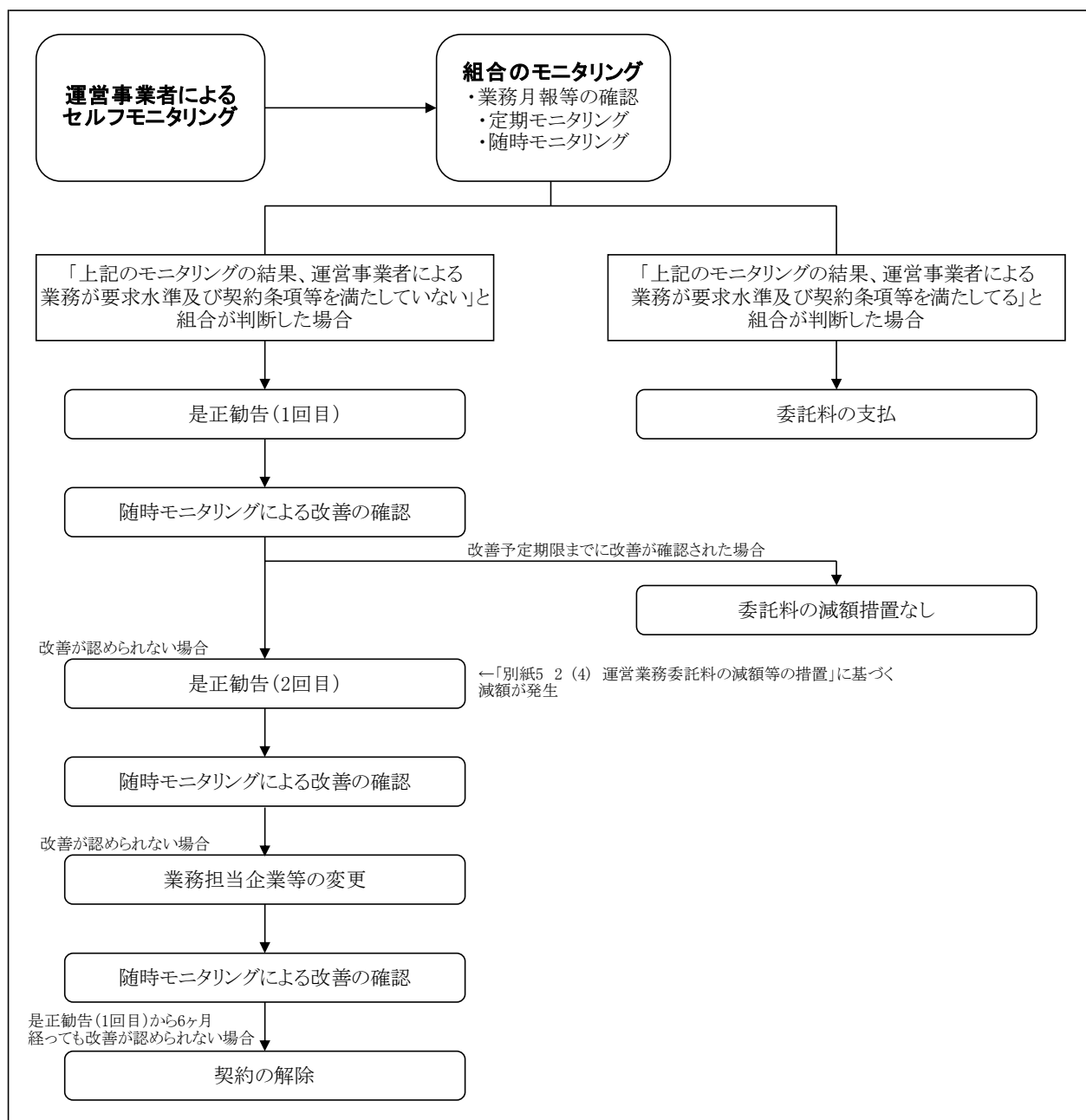
本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、リスク管理方針書及び各契約書（案）を参照すること。

リスク項目			分担		リスクの内容・考え方等
			組合	事業者	
共通	制度・法令リスク		○		事業者ではコントロール不能なリスク。
	税制リスク	事業者の利益に課される税		○	
		上記以外	○		事業者ではコントロール不能なリスク。
	物価変動リスク	一定の範囲(1.5%)内		○	一定の範囲は事業者の負担。
		一定の範囲(1.5%)外	○		大幅な変動があった場合は本組合の負担。
	政治リスク		○		事業者ではコントロール不能なリスク。
	不可抗力リスク	一定の範囲(1%)内		○	一定の範囲内は事業者の負担。
		一定の範囲(1%)外	○		基本的には本組合の負担。
	住民反対リスク		○	○	起因するものの負担。 ・本組合の負担：下記以外（基本的には本組合が負担） ・事業者の負担：事業者に起因するもの
	第三者賠償		○	○	起因するものの負担。 ・本組合の負担：下記以外（基本的には本組合が負担） ・事業者の負担：事業者に起因するもの
計画・設計段階	各種調査不備リスク	本組合が実施した測量・地質調査等	○		実施者の負担。
		必要に応じ事業者が実施した追加調査		○	実施者の負担。
	設計・設計変更リスク 建設着工遅延リスク	提示条件不備、要求変更	○		本組合の役割。
		その他施設設計全般		○	事業者の役割。
施工段階	許認可取得リスク		○	○	起因するものの負担。 ・本組合の負担：本組合が取得すべきものは本組合が負担。 ・事業者の負担：基本的には事業者の役割。
	完工リスク 建設費超過リスク	提示条件不備、要求変更	○		本組合の役割。
		その他施設建設全般		○	事業者の役割。
運営段階	性能リスク 維持管理費超過リスク	提示条件不備、要求変更	○		本組合の役割。
		その他施設運営全般		○	事業者の役割。
	施設・設備損傷リスク	事故や火災発生等		○	事業者の役割。
		第三者による施設破損	○		事業者ではコントロール不能なリスク。
	技術革新		○		本組合の判断で採用。
	ごみ量変動リスク		○		本組合の役割。
	ごみ質変動リスク	高質・低質の範囲内		○	事業者の役割。
高質・低質の範囲外		○		事業者ではコントロール不能なリスク。	
事業終了段階での施設の性能確保				○	性能確保ができない場合は事業者が修復。

別紙4 モニタリング及び運営業務に係る対価の減額等

1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、以下に示すとおりとする。



※ 事業者の責めに帰すべき事由により、運営業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、上記フローによらず、委託料の減額を行う。

2 モニタリングの方法

モニタリングは、運營業務委託料の減額を目的とするものではなく、本組合と運營業事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運營業事業者は、運營業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) モニタリング時期 | (4) モニタリング手続 |
| (2) モニタリング内容 | (5) モニタリング様式 |
| (3) モニタリング組織 | |

(2) 本組合によるモニタリングの方法

本事業における運營業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

本組合は、運營業事業者が運營業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運營業事業者から本組合へ提出される業務月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本組合は、月 1 回、本施設の現場調査を行い、運營業事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、本組合は本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア 是正勧告（第 1 回目）

本組合は、上記の定期（月 1 回）モニタリング及び随時モニタリング等の結果から、運營業事業者による業務が運營業務委託契約、入札説明書等及び提案書を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

また、本施設から搬出する焼却灰、飛灰等の量も上記の定期（月 1 回）モニタリングの中で確認するが、事業者の提案する収支計画等から大幅に異なる（5%増加）場合も提案書を満たしていないものとして取り扱う。なお、この場合の是正勧告（第 2 回目）実施及び減額等の措置は年単位で判定する。

（ア） 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、本組合は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運營業事業者は、本組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則 90 日以内）について本組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

（イ） やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運營業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運營業事業者は本組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本組合と協議する。運營業事業者の通知した事由に合理性があると本組合が判断し

た場合、本組合は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

本組合は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

本組合は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本組合が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

(4) 運營業務委託料の減額等の措置

運營業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本組合が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本組合が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者に支払う運營業務委託料（固定費*i*）を減額する。

イ 運營業務委託料の減額の程度は、1件の是正勧告に対して固定費*i*の10%とする。なお、複数の是正勧告による固定費*i*の減額の限度は、50%とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、運營業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本組合が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費*i*の10%を減額する。

3 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

地域経済への貢献金額、売電電力量について事業者が提案した金額又は量を未達成の場合には、上記(4)に示す運營業務委託料の減額等の措置によらず、以下に示す減額等の措置を行うものとする。

(1) 地域経済への貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置

ア 設計・施工期間

設計・施工期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、設計・施工期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、建設事業者

は、次の算定式による金額を設計・施工期間の終期から 30 日以内に本組合に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が建設事業者の責によらないと本組合が認めた場合は、この限りでない。

なお、建設事業者は、設計・施工期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本組合に報告するものとし、この際、本組合が提出を求めた場合には、建設事業者は地域経済への貢献金額の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【設計・施工期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

本組合への支払金額＝（提案金額^{※1}－地元企業に係る貢献金額（実績値））

※1 提案金額：様式第 15 号-5-6（別紙 1） 1. 地元企業に係る貢献金額に基づき事業者より提案された設計・施工期間の貢献金額。

イ 運営期間

運営期間中における各年度の地域経済への貢献金額（地元企業の活用（地元企業への発注）額、地元雇用額のそれぞれ）が、提案した各年度の金額を下回った場合には、地域経済への貢献金額の未達成分として、運営事業者は、次の算定式による金額を当該未達成の発生確定後 30 日以内に本組合に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本組合が認めた場合は、この限りでない。なお、点検・修繕計画等の変更による年度間の流動は認めるが、運営期間を通じた総額の変更は認めない。

また、運営事業者は、運営期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本組合に報告するものとし、この際、本組合が提出を求めた場合には、運営事業者は地域経済への貢献金額の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【運営期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

(ア) 地元企業に係る貢献金額（地元企業への発注）の未達成時

本組合への支払金額＝（提案金額^{※1}－地元企業に係る貢献金額（実績値））

※1 提案金額：様式第 15 号-5-6（別紙 1） 1. 地元企業に係る貢献金額に基づき事業者より提案された運営期間中における各年度の地元企業の活用（地元企業への発注）額

(イ) 地元雇用額の未達成時

本組合への支払金額＝（提案金額^{※1}－地元雇用額（実績値））

※1 提案金額：様式第 15 号-5-6（別紙 1） 2. 地元雇用に係る貢献金額に基づき事業者より提案された運営期間中における各年度の地元雇用額

(2) 売電電力量未達成の場合に係る減額等の措置

実売電電力量が、提案売電電力量を 10%以上下回った場合には、提案売電電力量の未達成分として、次の算定式による金額を当該未達成が発生した確認期間の 3 月期に係る運営業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本組合が認めた場合は、この限りでない。

なお、事業者の提案する年間売電量（様式第 15 号-2-1（別紙 1））が大幅に減少した場合は、提案書の未達成として取り扱うものとし、「2. モニタリングの方法」に従う。

【提案売電電力量未達成時における減額の算定式】

減額金額＝（提案売電電力量^{※1}－実売電電力量）×当該確認期間^{※3}における売電単価^{※2}

※1 提案売電電力量：事業者より提案された売電電力量。実売電電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件を提案のあった様式第15号-2-1（別紙2）に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。

※2 売電単価：当該確認期間に本組合が電気事業者に対して行った売電の平均単価。

※3 確認期間は、運営期間開始後の毎事業年度につき4月から3月の1年間とする（当該年度の4月から当該年度の3月までの1年間の確認結果を当該年度の3月期にて増減する）。なお、運営期間開始初年度（令和8年度）は、実稼働条件の当てはめ方等の運用方法の検証期間とし、売電量増加分の対価の支払い及び提案売電電力量の未達成に係る減額等の措置は行わない。

4 運営業務に係る対価の返還

運営業務委託料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本組合への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ当該業務委託料が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき業務委託料に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき業務委託料を本組合が事業者を支払った日から、本組合に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

別図 1 入札書の提出用封筒作成要領

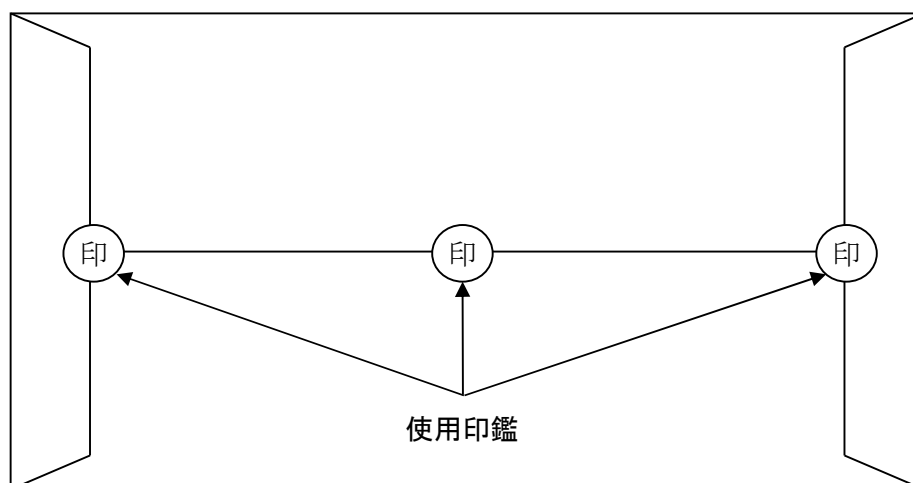
外封筒・中封筒：表

枚方京田辺環境施設組合 管理者 上村 崇 宛

入札書 事業名：可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業

入札者 □□□□グループ
代表企業
○○○○株式会社
代表取締役 △△△△

外封筒：裏



- ・ 中封筒には、入札書（様式第 14 号）を入れて封かんすること。
- ・ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第 14 号別紙 1、別紙 2、別紙 3）を入れて封かんすること。